

自衛隊福岡病院仕様書		
物品番号	仕様書番号	
駐屯地構内樹木の伐採等環境整備	福病 C - 管 -	
	作成	2025年10月1日
	変更	年 月 日
	作成部課等名	管理課営繕班
<p>1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、自衛隊福岡病院における「駐屯地構内樹木の伐採等環境整備」に必要な事項を規定する。</p> <p>2 場 所</p> <p>福岡県春日小倉東1丁目61番地 自衛隊福岡病院</p> <p>3 概 要</p> <p>(1) 樹木の伐採 94本</p> <p>(2) 伐採した樹木の搬出及び処分 見込み数量62,500kg</p> <p>4 一般事項</p> <p>(1) 本役務は、本仕様書に基づき実施するものとする。</p> <p>(2) 本役務に際し、疑義を生じた場合は監督官と協議しその指示に従うものとする。</p> <p>(3) 本役務に際し、他の構造物に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原型に復旧するものとする。</p> <p>(4) 本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び監督官の指示する箇所の撮影を行い、写真台帳に整理し提出するものとする。</p> <p>なお、写真データは役務完了後確実に破棄するものとする。</p> <p>(5) 周辺住宅等への周知、対応は、請負者が実施するものとする。</p> <p>また、役務実施に当たり必要に応じ通行者等への安全員を配置する等、事故防止に万全を図るものとする。</p> <p>5 特記事項</p> <p>(1) 伐採する樹木の位置、樹種及び規模等については、別図による。</p> <p>(2) 伐採は、樹木の幹を現況の地盤際（50cm以下）で切断するものとする。</p> <p>(3) 役務実施に際し、事前に現地確認により伐採、搬出、運搬及び処分等に関わる計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。</p> <p>(4) 伐採の作業は、駐屯地敷地内側から実施することを基本とするが、それによらない場合は、請負者において関係法令に基づく手続き等を行い、役務を履行するものとする。</p> <p>(5) 伐採した樹木は、駐屯地構内に長期に蓄積することなく逐次運搬、搬出し関係法令に基づき適正に処分するものとし、処分先の計量伝票の写しを提出する。</p> <p>(6) 伐採した樹木の処分数量は、予測数量であるため増減する場合がある。</p>		